

(様式1)

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7年8月6日

案 件 名	事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進を図るための仕組みづくり並びに業務スリム化プロジェクトの取扱いについて						
所 管	市長公室	局 区	政策部	部	経営監理課	課 担当者	内線

事案概要

行政事務や業務、事業の適正化に取り組むことで人的資源や財源を生み出し、真に必要な行政サービスの提供と本市の更なる成長・発展に資する取組を推進するとともに、職員の業務負担の軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な職場環境づくりを推進することで、職員の離職防止や本市職員への就労意欲の向上を図ることを目的として、事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進に向けた見直しの取組を進めること及び令和5年度に開始した業務スリム化プロジェクトの今後の取扱いについて諮るもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	1. 事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進を図るための仕組みづくりについて ・新たな仕組みづくりの視点(EBPMの推進、必要性・有効性・効率性・公平性の視点からの事業検証、アナログ規制の撤廃・情報通信技術や先端技術の積極的な利活用、管理部門の適切な進行管理への関与など) ・基本的な進め方(「(仮称)業務イノベーション・DX推進会議」の設置、窓口業務の在り方の見直し、情報通信技術や先端技術を活用した事務・業務の効率化等の適正化を推進する。) ・行政評価への新たな視点の導入(ロジック・モデルによる評価を導入する。) ・政策・施策評価、事務事業評価、大規模事業評価、DX事業推進評価の見直しの取扱い 2. 業務スリム化プロジェクトの取扱いについて ・本プロジェクトの取扱い(事務事業適正化の取組に組み入れ、取組の開始に合わせ廃止する。)
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	事務や業務にかかる職員の負担軽減を図ることにより、必要なリソース(人的資源・財源等)を生み出すことができる。					
	効果測定指標	見直しすべき事務や業務の内容によるが、職員の負担軽減に伴う十名以上の定数の生み出し			施策番号	44	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標	・見直しすべき事務や業務の洗い出し ・適正化方針の決定、予算・組織定数に反映 ・各行政評価の見直し方針の決定 ・業務スリム化プロジェクトの廃止	・見直しすべき事務や業務の洗い出し ・定期的な事務事業見直しの検討 ・適正化方針の決定、予算・組織定数に反映 ・見直し後の各行政評価の実施	・見直しすべき事務や業務の洗い出し ・定期的な事務事業見直しの検討 ・適正化方針の決定、予算・組織定数に反映 ・見直し後の各行政評価の実施			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度		R7		R8	R9	R10	R11	R12	R13		
実施内容	庁内調整	庁内体制構築	事務・業務の適正化方針の検討・決定	見直しすべき事務・業務の洗い出し	事務・業務の適正化方針の検討・決定	見直しすべき事務・業務の洗い出し	事務・業務の適正化方針の検討・決定	適正化後の事務・業務の実施			
		見直しすべき事務・業務の洗い出し	定期的な事務事業適正化に向けた見直し検討	定期的な事務事業適正化の実施							
		予算化	予算化	予算化							
		政策・施策評価の見直し					見直し後の政策・施策評価の実施				
		事務事業評価・大規模事業評価・DX事業推進評価の見直し	見直し後の事務事業評価・大規模事業評価・DX事業推進評価の実施								
		業務スリム化プロジェクトの廃止	旧業務スリム化プロジェクトの進捗管理・効果検証								

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)						
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	3	見直しすべき事務・業務により算定					
局内で捻出する人工※	B							
必要人工	C=A-B	3	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 健全な食生活と食料の安全保障	3 持続可能な開発目標	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用を創出しよう
	9 産業と雇用・消費の創造	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正
	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
日程等 調整事項	条例等の調整	要綱	改廃あり	議会提案時期		報道への情報提供		
	パブリックコメント			時期		議会への情報提供		
事前調整、検討経過等								
調整部局名等		調整内容・結果						
7月25日関係課長打合せ会議 (政策課、マーケティング課、経営 監理課、DX推進課、人事・給与 課、財政課、アセットマネジメント 推進課、産業支援・雇用対策課)		事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進を図るための仕組みづくり並びに業 務スリム化プロジェクトの取扱いについて調整 【結果】資料を一部修正の上、調整会議に諮る。						
備 考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み							

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.29	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【予算への影響について】 (財政課総括主幹)令和8年度の予算に影響があるのか。意思決定はいつ行うのか。 →(経営監理課主幹)令和8年度に実施できるものがあれば予算を要求する。11月頃までに意思決定を行いたい。		
【ハード面への影響について】 (アセットマネジメント推進課総括副主幹)設備や窓口等のオフィスのあり方に関するハード的な取組は該当しないのか。本課で取り組んでいるオフィス改革に係るものはないか。 →(経営監理課主幹)情報通信技術の活用に伴う、窓口の集約化等が関係する可能性がある。 →(アセットマネジメント推進課総括副主幹)説明資料の8ページには、令和7年度から事務や業務の適正化を実施すると記載されているが、直ちにハード面に影響することはないか。 →(経営監理課主幹)洗い出しを行う必要がある。間に合うならば、令和8年度から実施したい。本件が承認された後、すぐに検討を開始する。		
【離職防止の取組について】 (マーケティング課長)説明資料12ページ以降の「行政評価の効果的な推進について」に関しては、説明資料2ページに記載されている「離職が多い」や「職員の業務負担を軽減する」といった観点も加えてはいかがか。 →(経営監理課主幹)職員の離職防止に関しては、大きな課題だと認識している。評価に記すかは検討したい。		
(南区役所区政策課長)職員の離職防止について重要だと考える。例えば、動員や兼務、特命職員等の割り当てに関して、職員間における不平等感があるが、そのような視点は含めているか。 →(経営監理課主幹)説明資料における「職員の負担軽減」という表現に含まれている。 動員に関しては、委託等の可能性も視野に、必要性について再検証が必要だと考える。		
【庁内庶務の事務に関して】 (南区役所区政策課長)アナログ規制の撤廃に関しては早期に実施すべきで、実施による効果も出ると思う。 →(経営監理課主幹)旅費の自動計算に関して、人事・給与課において検討は進んでいるか。 →(人事・給与課総括主幹)旅費を含む庶務事務に関して、民間委託する方向で検討を進めている。		
【EBPMの推進と本取組について】 (シティプロモーション戦略課長)EBPMを推進するとなると、新しいことに取り組むため、職員の負担が増加する印象を受ける。取り組むことによるメリットを分かりやすく示せたら良いと考える。 →(マーケティング課長)本課において、様々なデータを集約し活用してもらった仕組みとして「データ利活用ポータル」を作成した。今後、本件にも関わりながら事務が増加しないよう検討していきたい。 →(経営監理課主幹)一時的に業務は増えると思うが、将来的に削減が図られるよう取り組んでいる。なるべく負担がかからない方策を推進会議の中で検討していきたい。		
【大規模事業評価の見直しについて】 (政策課長)大規模事業評価の見直しは是非進めていただきたい。見直しはいつ頃を想定しているか。 →(経営監理課長)現在、大規模事業評価委員会に諮問しており、秋頃の答申となることから、見直しは年内を想定している。		

事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進を 図るための仕組みづくり並びに業務スリム化プロ ジェクトの取扱いについて

令和7年8月6日 決定会議
市長公室 経営監理課

1 現状と課題

社会経済情勢や市民ニーズの変化に加え、今後の少子高齢化の一層の進行に伴う自治体経営資源の制約に柔軟・的確に対応し、市民が真に必要なとする効率的で利便性の高い持続可能な行政サービスを提供するためには、適正な行政評価を行った上で、必要性が低下している事業等の廃止や見直しを行うとともに、日々進歩を続ける情報通信技術や先端技術を積極的に活用しながら、本市の将来を見据え真に必要な事業等へ人的資源や財源を集中させ業務の重点化を図るなど、事務事業の更なる適正化や効果的な業務執行体制を確保することが必要。

また、本市では職員の離職が多くなっている状況や、職員採用において採用計画に基づく採用者の確保が出来ていない状況にあることを踏まえ、職員の業務負担を軽減するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、魅力のある職場環境にしていくための事務・業務の抜本的な見直しが必要。

2 「さがみはら都市経営戦略」（案）での位置付け

戦略(案)では、基本戦略5の「行政サービスの適正化と効果的な行政運営」の取組項目である「事務事業の適正化と行政評価の推進」において、「社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、市が関与すべき業務を含めた事務事業の更なる適正化に取り組む」としており、具体的な取組内容や指標、年次目標を定めている。

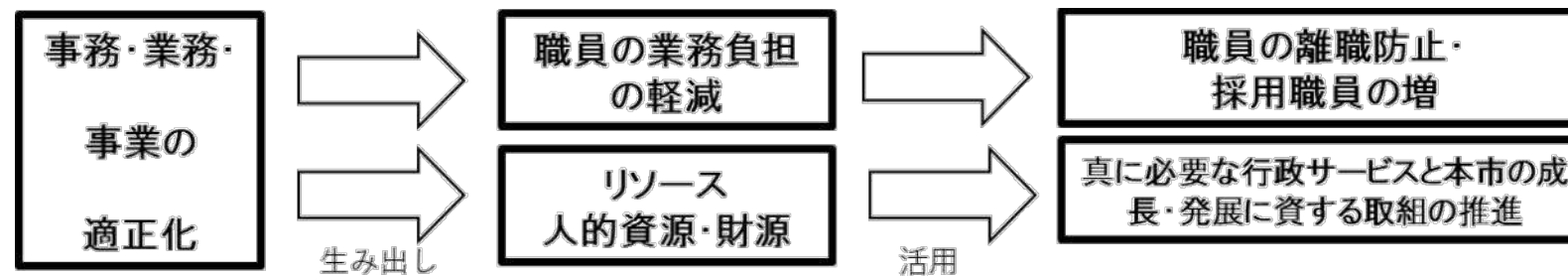
【具体的な取組内容・指標・年次目標】

取組5－3		事務事業の適正化と効果的な行政評価の推進						
取組内容		指標		年次目標（年度毎の数値・取組目標等）				担当局区
				基準値等	2025年度	2026年度	2027年度	
1	市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた事務事業の適正化の推進【基本戦略4再掲】	1	効果的な事務事業の適正化に向けた取組実績		・事務事業の適正化を効果的に進めるための仕組みの検討・構築	・次年度方針（事務事業の縮小・廃止・拡充等）の決定 ・職員定数や予算要求への反映	・次年度方針（事務事業の縮小・廃止・拡充等）の決定 ・職員定数や予算要求への反映	市長公室
3	行政評価について、各制度の点検や在り方等の検討を踏まえた効果的・効率的な行政評価の仕組みの再構築	1	効果的・効率的な行政評価の実現に向けた取組実績		・各制度の点検や在り方等の検討 ・一部制度の見直し	・各制度の点検や在り方等の検討 ・一部制度の見直し	・新たな仕組みでの行政評価の全面実施	市長公室

3 事務事業の適正化の目的

行政運営に当たって、最少の経費で最大の効果を上げるため、限られた経営資源を有効活用し、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化等に対応した行政サービスの質の向上を図るとともに、職員の離職防止や本市職員への就労意欲の向上を図る。

事務や業務、事業の適正化に取り組むことで、職員の業務負担の軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な職場環境づくりを推進するとともに、人的資源や財源を生み出し、真に必要な行政サービスの提供と本市の更なる成長・発展に資する取組を推進する。



4 事務事業の適正化を進めるための新たな仕組みづくりの視点

(1) EBPMの推進

限られた資源を有効に活用し、市民により信頼される行政を展開するため、政策・施策・事業立案においては、合理的な根拠(エビデンス)に基づき、政策の効果的・効率的な決定・運営を目指すEBPMを推進する。具体的には政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段(施策・事務事業)は何かなど、職員の負担感の軽減を図りながら、「政策の基本的な枠組み」を根拠に基づいて明確にする。

(2) 必要性・有効性・効率性・公平性・柔軟性・先進性の視点からの事業検証

事務事業の適正化に当たっては、必要性・有効性・効率性・公平性・柔軟性・先進性の視点から適切に事業検証を行う。

必要性	○社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、必要性が低下していないか。 ○開始当初の目的が既に達成されていないか。 ○対象者や利用率等が減少していないか。
有効性	○必要となるリソース（ヒト・モノ・カネ）以上に効果のある事業か。 ○施策実現への目的や効果（数値目標等）が不明瞭ではないか。
効率性	○国や県のほか、庁内の他部署や外郭団体により類似・重複する事業が実施されていないか。 ○既に民間事業者やNPO等において同一のサービスが提供されていないか。 ○事務や業務の実施手法などについて、可能な限り情報通信技術等を活用しているか。
公平性	○対象者が限定・固定化されていないか。
柔軟性	○社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応している事業・サービス内容になっているか。
先進性	○本市の更なる成長・発展や市民サービスの向上等につながらり他都市と差別化が図れる先進的な事業であるか。

（３）事務事業の効率的・効果的な執行（民間事業者等の活用・外郭団体との連携強化）

市が実施している事務事業で、委託化や指定管理者制度の導入、PPP／PFIなど民間事業者のノウハウを活用することや、外郭団体が実施したほうがより効率的・効果的に執行できるものについては、委託化等を積極的に推進する。

（４）アナログ規制の撤廃・情報通信技術や先端技術の積極的な利活用

制度やルールが書面や対面といったアナログ的な手法を前提としていることでデジタル化の妨げになっているアナログ規制（書面や対面を前提とする制度・ルール）を見直して撤廃を進めるとともに、生成AIや電子申請などの情報通信技術やロボットなどの先端技術を活用し、「書かない窓口」などの行政DXを積極的に推進する。

（５）監査委員監査や包括外部監査結果への迅速な対応

監査委員監査や包括外部監査の指摘事項や注意事項、意見等がされた事務事業については、迅速に改善を図る。

（６）管理部門の適切な進行管理への関与

行財政システムを運用する中で、事務事業の適正化に向けた所管部署との調整やヒアリングを行財政システム運用部署が合同で実施するなど連携を強化するとともに、各事務事業の方針決定に向け、事務事業の在り方の考え方や取組方策等を具体的かつ明確に所管課に示したうえで、PDCAサイクルがしっかり機能するよう進行管理に積極的に関与する。

5 基本的な進め方

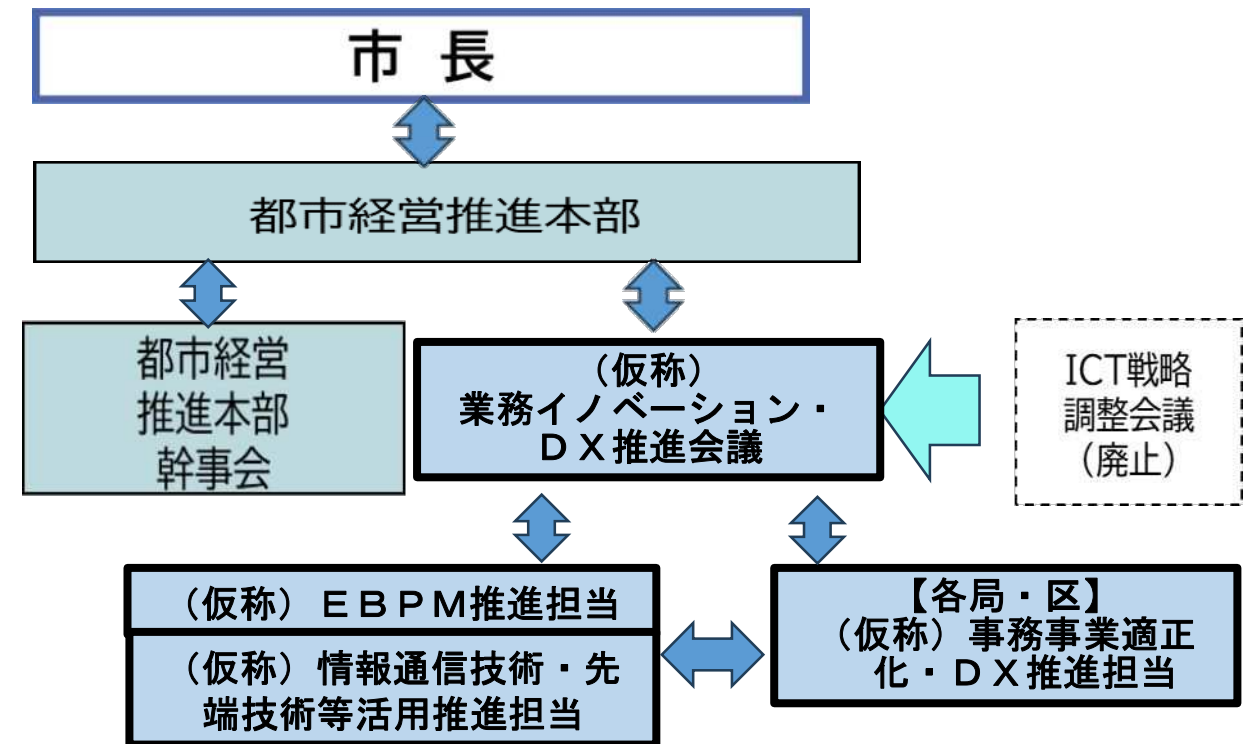
(1) 「(仮称) 業務イノベーション・DX推進会議」の設置 (R7年度～)

行財政システムの充実・強化を図る中で、都市経営推進本部会議の下に、ICT戦略調整会議の機能・役割を取り込む「(仮称)業務イノベーション・DX推進会議」(以下「推進会議」という。構成メンバーは基本的に都市経営推進本部幹事会構成課・機関の長、ICT戦略調整会議の構成員、産業支援・雇用対策課長)を設置し、ICT戦略調整会議は廃止する。

【推進会議の所管事項 (案)】

- 事務事業適正化基本方針の策定
- (仮称)相模原市DX推進計画の進行管理
(令和8年度から)
- 事務事業適正化・DXの推進・行政評価に係る
庁内体制の構築
- EBPMを推進するためのデータ分析・活用
- 事務事業適正化の庁内調整・進行管理
- DXの推進、情報通信技術や先端技術の情報収集・
活用推進
- アナログ規制の見直し
- 行政評価の検証・見直し 等

【庁内推進体制 (案)】



（２）事務事業適正化・ＤＸの推進・行政評価に係る庁内体制の構築（Ｒ７年度）

推進会議の構成課・機関の中から、「(仮称)EBPM推進担当(マーケティング課)」を置き、政策の立案調整にかかる円滑なデータ提供等を図るとともに、「(仮称)情報通信技術・先端技術等活用推進担当(市長公室(DX推進課・経営監理課)・経済部(産業支援・雇用対策課))」を置き、事務事業の適正化に取り組む必要があると考えている所管部署からの相談を受け、情報通信技術や先端技術の活用などについて、必要な指導・助言を行うほか、庁内に積極的に活用の働きかけを行う役割を担うこととする。

また、各局・区の総務課機能を有する課に「(仮称)事務事業適正化・DX推進担当(課長級)」を置き、各局・区の推進責任者として局・区内の事務事業の適正化及びDXの推進に取り組むこととする。

（３）事務や業務の適正化の実施（令和７年度～）

「国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度事務」の業務委託の効果等を踏まえ、当面は窓口業務の在り方(開設時間の見直し、集約化、委託化等)のほか、情報通信技術や先端技術を活用した事務や業務の効率化(電子化等)、関連する事務や業務の集約化などを中心に適正化を推進し、事務や業務にかかる職員の負担軽減を図り、必要なリソースを生み出すこととする。

具体的には、見直しの対象として生成AIの活用も視野に入れ洗い出した事務や業務について、5に掲げる視点から必要性や有効性、先進性等を確認した上で見直しを行い、翌年度方針(縮小・廃止・集約化・電子化・委託化・外郭団体への移管・民営化等)を決定する。

ア 管理部門における全庁的に見直しすべき事務や業務の洗い出しと見直しの実施

全庁的に見直しを行うことで人的・財的な効果が大きいと考えられる事務や業務については、管理部門において洗い出しを行い、推進会議を通じて各局・区の意見も踏まえながら見直しを行う。

【見直しを検討する事務や業務の例～生成 A I の活用も視野】

- 庶務・財務事務の集約化
- 旅費の自動計算
- 執務時間・窓口開設日時の見直し
- 国勢調査や選挙事務の委託化・電子化
- 本庁舎や合同庁舎、総合事務所、まちづくりセンター掲示場の電子化
- 業務へのRPAの導入 等

イ 管理部門における見直しすべき事務や業務の洗い出しと所管部署への検討要請

管理部門において、見直しを行うことで人的・財的な効果が大きいと考えられる事務や業務の洗い出しを行い、所管部署に見直しの検討を要請し、管理部門がリーダーシップを取りながら推進会議等を通じて所管部署と調整を図り見直しを行う。

【見直しを検討する事務や業務の例～生成 A I の活用も視野】

- 窓口業務の委託化(税・住基・介護保険等)・集約化・電子化
- 事務や業務の委託化・電子化又は外郭団体への移管(非公募指定管理業務等)
- 公共工事にかかる設計積算事務の委託化・電子化 等

- ウ 各局・区における見直しすべき事務や業務の洗い出しと中堅・若手職員へのアンケート実施
- 各局・区において、現状の課題を踏まえ、見直しを行うことで人的・財的な効果が大きいと考えられる事務や業務について洗い出しを行うとともに、中堅・若手職員へのアンケートを通じた洗い出しを行い、推進会議等を通じて管理部門と調整を図りながら適正化に向けた見直しを行う。

（４）事務や業務の適正化を進める上での配慮事項

- 人的・財的効果や市民サービスの向上効果の大きさ等により、見直しを行うべき事務・業務について、優先順位を付け洗い出しを進める。
- 見直しを行うこととなった事務・業務については、見直しに伴う財政負担や職員の業務負担が生じることから、必要な財政措置や職員配置が担保できるよう努める。
- 既存の事務・業務の執行のやり方を見直す中で、ツールとして情報通信技術や先端技術を積極的に活用する。
- 先端技術の活用に際しては、市内企業が持つ技術の活用を優先して検討する。
- 見直しに向けては、全庁一丸となって取り組む必要があることから、特別職や管理職を含め職員一人ひとりが柔軟な発想・改革意識・チャレンジ精神・コスト意識などとともに、本市の将来を見据えた未来想定思考（バックキャスティング思考）を持って、自律的・能動的に動くことができるよう、庁内に見直しの目的や意義などについて周知・啓発を行うとともに、こうした意識の醸成に取り組む。

(5) 事務や業務の適正化の基本的なスケジュール

令和7年度

- 8月 管理部門における全庁的に見直しすべき事務や業務の洗い出し、所管部署への検討依頼
各局・区における見直しすべき事務や業務の洗い出しのための調査、中堅・若手職員へのアンケートの実施
推進会議において、年度ごとに見直しすべき事務や業務を選定
※ 令和8年度から見直しすべき事務や業務については、10月までに適正化方針を決定し予算、組織・定数に反映
- 9月～10月 所管部署における見直しに向けた課題整理・関係課調整
「(仮称)事務・業務適正化シート」を作成
- 11月～12月 推進会議において、「(仮称)事務・業務適正化シート」の内容確認、所管部署との調整、適正化の方針案を作成
- 1月 推進会議において適正化の方針案を決定
- 2月 市経営評価委員会に意見聴取
- 3月 都市経営推進本部会議にて適正化方針を決定、適正化方針の公表・説明

令和8年度

- 4月～5月 庁議にて適正化方針に基づく取組を審議・決定
- 6月～7月 予算、組織・定数への反映

※ あくまでも基本的なスケジュールであり、見直す事務や業務の重要度等により変動がありえる。短期間での検討で実現できるものは速やかに実施し予算等へ反映する。年度ごとに見直しすべき事務や業務を振り分け、見直し作業の負担の均一化を図る。

なお、社会経済情勢や市民ニーズの激しい変化に迅速かつ適切に対応していくための事務事業の定期的な見直しについては、令和10年度以降の新たな総合計画の検討に合わせ、政策・施策・事業の在り方とともに、見直し方策を検討する。

6 行政評価の効果的な推進について

(1) 趣旨

本市の将来像の実現に向け、施策・事業の実施に当たり、PDCAをしっかりと機能させるための今後の行政評価の在り方について、政策・施策・事務事業といったレベルごとに整理・見直しを実施するもの。

(2) 行政評価の種類

ア 事務事業評価

予算上の事務事業を単位に、事業の効果を評価・検証し、積極的に見直しを行うことにより、真に行政が実施すべき分野に資源を集中し、より効果的な行政運営を行うことを目的に平成14年度から実施。

【実施経過】

H14～19年度	全事業を対象に評価を実施
H20～21年度	総合計画の施策評価を実施
H22年度	対象事業を限定して、事業仕分けを実施
H23年度	事業仕分け対象候補の評価を実施
H24～26年度	総合計画進行管理と連携した評価を実施
H27年度	効率性の視点による評価を実施
H28年度	第2次さがみはら都市経営指針策定のため休止

H29～R元年度	第2次さがみはら都市経営指針・実行計画の取組の内、早期に取り組む必要のある「重点取組項目」の事務事業の見直し等を実施
R2年度～	コロナ禍でのBCP体制の実施もあり休止

イ 政策・施策評価

継続的な改善活動による効果的・効率的な総合計画の推進を図るため、総合計画基本計画に成果指標を設定し、施策等の達成度を評価・検証する進捗管理を実施。（政策課所管）

【直近の実施経過】

R2～5年度 前年度の成果指標の達成度を評価

R6年度 R2～5年度全体の達成度の中間評価を実施

ウ 大規模事業評価

大規模事業の実施に当たって、当該事業の必要性、妥当性等について検証し、市民や専門家などの意見を聴いた上で、慎重に事業の対応方針を決定することを目的に実施するもの。また、これら一連の過程を公表することにより、意思形成過程の透明化を図り、市の説明責任を果たすもの。

○事業費50億円以上 審議会である大規模事業評価委員会での評価

○事業費20億円以上50億円未満 内部（局・区）評価

エ DX事業推進評価（旧情報システム評価）

新たな情報システムの導入に当たり、システム内容や導入効果などを評価するため、平成13年度から実施。（DX推進課所管）

(3) 新たな視点としてのロジック・モデルによる評価

事業や施策等をどのように運営し、最終成果へと目指していくのかを表現する汎用的枠組み(世界標準)であるロジック・モデルによる指標設定を行う。

EBPMの推進に向け、政策や施策、事業の設計・予算要求のタイミングからロジックモデルを活用することで、より適切にPDCAを廻すマネジメントサイクルを実現できる可能性があることを意識した設計とする。

【ロジック・モデルの構成要素】

インプット…… 政策・施策・事業の実施のために投じられる予算・人員



アクティビティ……政策・施策・事業の具体的な実施内容



アウトプット…… 政策・施策・事業の直接的な結果



アウトカム…… 政策・施策・事業の結果によって市民が受ける成果・変化

※ ロジック・モデルの構成要素の他、政策レベルの指標として、長期的なスパンで社会・市民生活にもたらされる変化を示す「インパクト指標」を設定する。

(4) 行政評価の具体的な見直し内容

ア 政策・施策評価

新たな総合計画の策定に合わせ検討する。

イ 事務事業評価

(ア) 事務・業務の適正化にかかる評価（R8年度～）

6(3)の事務・業務の適正化の取組の進捗確認や効果検証を行うため、推進会議による1次評価と市経営評価委員会による2次評価を毎年度実施。

(イ) 旧業務スリム化プロジェクトの進捗管理・効果検証（R8年度～）

旧業務スリム化プロジェクトによる取組の方向性の方針について、(仮称)業務イノベーション・DX推進会議において進捗状況の確認と効果検証を実施し、必要な見直しを提言する。

(ウ) さがみはら都市経営戦略に掲げる基本戦略及び取組にかかる評価（R8年度～）

基本戦略については市経営評価委員会が、取組項目は取組項目推進担当課が、指標、年次目標は各指標、目標の所管課がそれぞれ評価を実施。

ウ 大規模事業評価

昨今の物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、今後の行政経営資源の制約等を見据えた中で、意思決定過程の透明性・市の説明責任・評価の公正性を引き続き確保し、時代にあった効率的・効果的な制度として最適化を目指す。

(ア) 評価対象事業費の見直し

昨今の建築資材費や人件費等の高騰を踏まえ、対象事業費の対象事業費の適切な水準を検討する。

(イ) 市民意見聴取の効率化

都市計画決定や環境影響評価等において市民意見聴取が予定されている案件の効率化を検討する。

(ウ) 対象事業について

「市民生活に必要不可欠な事業」を対象事業外にすべきか検討する。

(エ) 本市以外が実施主体の事業について

「市以外が実施主体の事業」を評価の対象外とできないか検討する。

エ DX事業推進評価（旧情報システム評価）

（仮称）DX推進計画の策定を踏まえ、評価名称を「（仮称）DX事業・先端技術等活用事業推進評価」に改め、新たな情報システムの導入に当たり、システム内容や導入効果などを評価することに加え、「（仮称）情報通信技術・先端技術等活用推進担当」が中心となり、事務事業適正化に効果的な新たな情報通信技術やロボットやAIなどの先端技術の情報収集と定期的に全庁への情報提供を行いながら、RPA導入による職員の負担軽減・業務効率向上に向けた取組のほか、アナログ規制の見直しを進めた上で、行政サービス等における情報通信技術や先端技術等を利活用した効果的な事務事業の推進を図るための仕組みを構築する。

こうした情報通信技術や先端技術等の利活用状況の把握と課題検証、（仮称）DX推進計画に基づく取組結果については、推進会議による1次評価を実施するとともに、特に重要な事項については、市経営評価委員会による2次評価を実施し、更なる効果的な事務事業の執行につなげる。

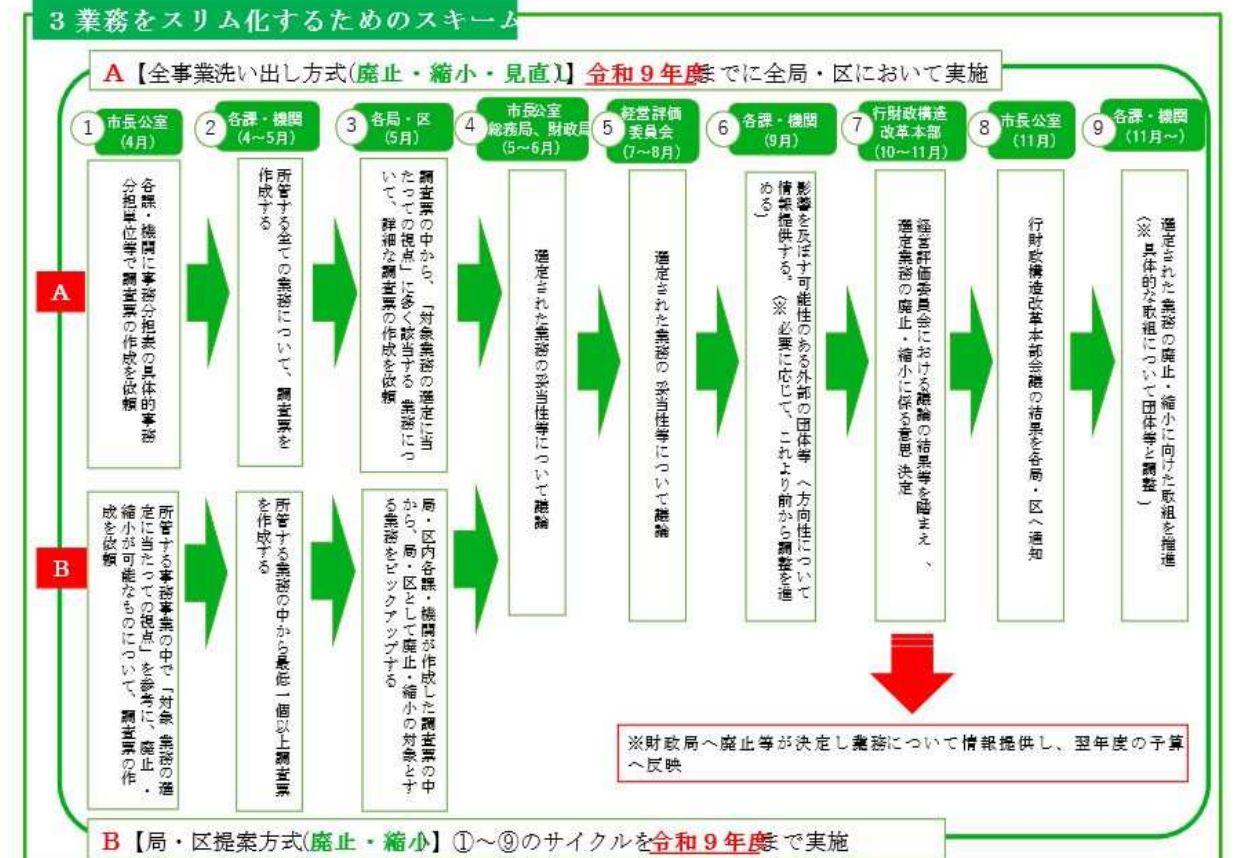
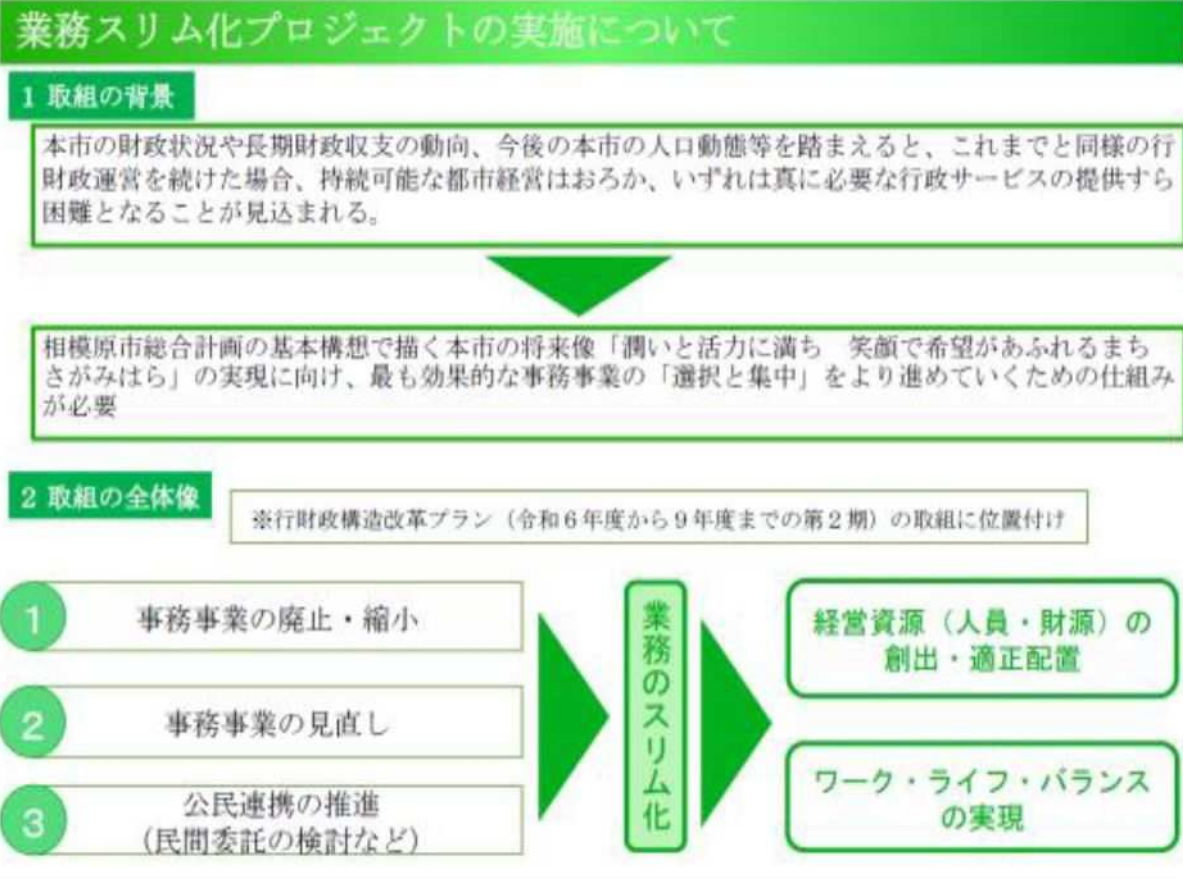
（５）行政評価結果の市民への公開・説明

評価結果の市民への公開・説明の在り方について推進会議において検討する。

7 業務スリム化プロジェクトの取扱い

(1) 経過

令和5年3月に意思決定を図り令和5年度から実施したが、所管課が実施する業務の見直しについて、経営監理課など管理部門の関与が限定的であり、このままでは取組の効果が明確にならないことが想定されたことから、令和6年度は取組を休止し、新たな仕組みを検討することとした。



【令和5年度の実績】

【A】全事業洗い出し方式:59件(対象:市長公室、市民局、環境経済局、緑区役所)

(主なもの)・さがみはらスイーツフェスティバル(廃止) ・社会体育大会出場選手等奨励金(縮小)

【B】局・区提案方式:109件

(主なもの)・行政対象暴力対策研修の廃止 ・ふれあい親子サロンの縮小

【C】外郭団体が担った方が効率的な事業:5件

【D】DX化で業務の効率化が見込まれる事業:44件(※DX推進課へ情報提供)

(2) 本プロジェクトの取扱い

本プロジェクトについては、新たに実施する事務事業適正化の取組に組み入れることとし、事務事業適正化の取組の開始に合わせ廃止する。

なお、本プロジェクトによる取組の方向性の方針については、事務事業適正化を効果的に推進するために庁内に設置する「(仮称)業務イノベーション・DX推進会議」等における事務事業評価などを通じて、取組の進捗状況や予算等への反映状況を確認するとともに、事務事業適正化の取組の中で必要に応じて取組の方向性の見直しを行うこととする。

○開催日 : 令和7年8月6日

○開催場所 : 第3委員会室

○案件名 : 事務事業の適正化及び行政評価の効果的な推進を図るための仕組みづくり並びに
業務スリム化プロジェクトの取扱いについて

○担当課 : 市長公室 政策部 経営監理課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 □総務局長 □財政局長 □政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区役所副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■経営監理課長 ■経営監理課主幹 ■政策課長

(1)主な意見等

○(財政部長)事務事業の適正化を進めるための新たな仕組みづくりの視点について、「(5) 監査委員監査や包括外部監査結果への迅速な対応」とあるが、意見によっては迅速な対応が図れない場合もあるため、表現を修正いただきたい。

○(市長公室長)取組を進めることで、担当部局の負担が増すことはないか。

→(経営監理課長)そのような意見もあるため、例えば、作業工程において生成A I を活用するなど、担当部局に負担がかからないよう取組を推進していく。

→(経営監理課主幹)「(仮称) 情報通信技術・先端技術等活用推進担当」を新たに配置し、支援・助言・指導を行いながら取り組んでいく。

(2)結 果

○原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。